

東京都保健医療局医療政策部 令和8年度新規事業等について



東京都

1 主な令和8年度新規事業等について

地域医療確保緊急支援事業【一部新規】

令和8年度予算(案)額：30,064百万円

□ 事業目的

- 都内の物価高騰や人件費の増加などを踏まえ、**都内民間病院等**に対する**緊急的・臨時的な支援**や**急性期医療を担う病院への支援**を行うとともに、高齢者の受入れや、小児・産科・救急医療における患者の受入体制の確保に向けて支援

□ 事業概要

1 地域医療確保緊急・臨時支援事業 14,541百万円（令和8年度）【再構築】

急激な物価高騰等の影響を受けている都内の民間病院に対し、**緊急的かつ臨時的に支援金を交付**

[規模] 583病院、105,574床（都立・国立・区市町村立を除く）

[単価] 入院患者1日・1人当たり500円 [要件] 都が別途行う経営状況調査への協力、電子カルテ導入に向けた取組

2 高齢者等受入体制確保に係る緊急支援事業 14,475百万円（令和7～9年度）※事業スキーム変更なし

(1) 高齢者受入体制確保事業 8,738百万円

病院に対し、病床確保料を支払い、**高齢者の入院を受け入れる病床を確保**

[規模] 確保病床数1日あたり1,381床（都立・国立を除く）※200床未満：2床、200～399床：3床、400床以上：4床

[委託料] 1床当たり年629万円の病床確保料

[要件] 高齢者受入計画の策定、高齢者受入実績増加、9年度までに電子カルテ導入・医療情報連携基盤への接続 等

(2) 小児・産科・救急医療受入推進事業 5,737百万円

小児科・産科・救急医療を担う診療科において、**患者の受入れを推進するための診療体制確保を支援**

[規模] 小児科150施設、産科87施設、救急告示医療機関278施設（都立・国立を除く） [補助率] 10/10 [補助額] 1診療科当たり年1,114万円

[要件] 各診療科における体制確保計画策定、質の向上に関する院内研修の実施、9年度までに電子カルテ導入・医療情報連携基盤への接続 等

3 急性期医療臨時支援事業 1,048百万円（令和8年度）【新規】

急性期医療を担う都内民間病院へ臨時的に支援金を交付

[規模] 245病院、44,407床（都立・国立・区市町村立を除く）

[単価] R7年度救急車受入実績に応じて、入院患者1日・1人当たり下記単価を乗じた額を支払

1,000件未満：60円、1,000件～3,000件未満：80円、3,000件以上：100円

[要件] 都が別途行う経営状況調査への協力、電子カルテ導入に向けた取組、R7年度と同程度以上の救急搬送受入

医療機関診療情報デジタル推進事業【拡充】

令和8年度予算（案）額：4,182百万円

□ 事業目的

- 医療機関の電子カルテの整備等を支援するとともに、地域医療連携ネットワークへの参画等を進めることにより、効果的な医療情報の共有等を推進する。

□ 事業概要（7～9年度の取組）

- ①電子カルテを導入・更新する病院の初期導入経費を補助
- ②病院において医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業等の人件費を補助

[補助対象] ①病院

②①により電子カルテを新規導入した病院

[補助率] 200床未満病院：3/4、200床以上病院：1/2

[基準額] ①605千円×病床数 ②3,600千円×配置月数÷12

区分	令和7年度	令和8年度
補助対象経費	電子カルテシステムの導入及び更新	電子カルテシステムの導入、 リース（使用料含む） 及び更新

- 電子カルテを導入する診療所の初期導入経費（医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業等の人件費含む）を補助

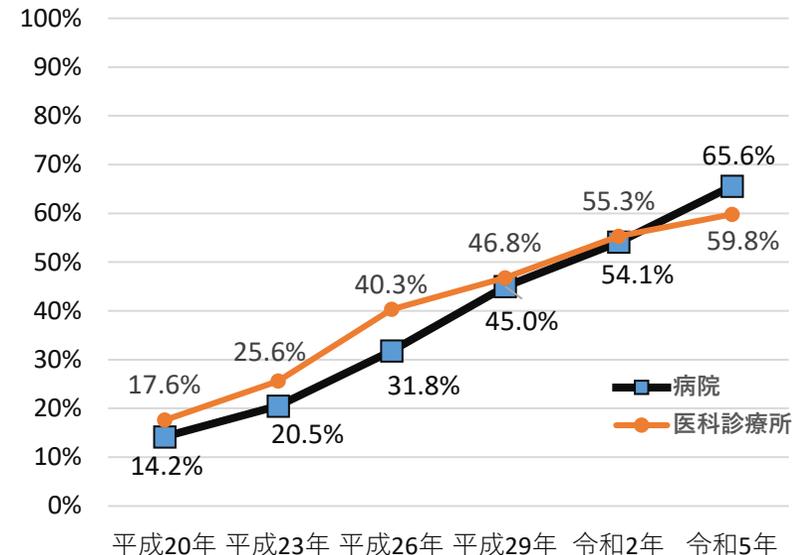
[補助対象] 医科診療所

[補助率] 3/4

[基準額] ①3,000千円（4床以下の診療所）
②605千円×病床数（5床以上の診療所）

区分	令和7年度	令和8年度
補助対象経費	電子カルテシステムの導入	電子カルテシステムの導入、 リース（使用料含む）

《都内医療機関の電子カルテ導入率の推移》



※資料：厚生労働省「医療施設調査」

在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業【新規】

令和8年度予算（案）額：124百万円

□ 事業目的

- 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに**他の医療機関の支援も行いながら、在宅療養の現場での多職種連携の支援を行う医療機関が実施する取組への補助を行うことにより、地域の在宅療養体制の構築を促進する。**

□ 事業概要（事業期間：令和8年度）

- 「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」において、**求められている水準を上回る取組を追加で行う医療機関への緊急支援を実施**

[補助対象] 積極的役割を担う医療機関

[対象経費] 以下の**3つ全ての事業**を実施する場合

- ①地域の实情に応じた**在宅医療人材の確保・育成**
(相談支援・同行訪問等)
- ②**平時**における多職種・多機関の**連携推進**
(勉強会、講演会、事例検討、意見交換会等)
- ③**災害**に備えた多職種・多機関の**連携推進**
(BCP策定支援、勉強会、意見交換会等)

[基準額] 1医療機関当たり2,000千円

[補助率] 10/10

「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」 に求められる事項

- ① 医療機関（特に1人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における**診療の支援**を行うこと。
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、**関係機関に働きかけること。**
- ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、**在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保**に努めること。
- ④ **災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援**を行うこと。
- ⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、**療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介**すること。
- ⑥ 入院機能を有する医療機関においては、**患者の病状が急変した際の受入れ**を行うこと

 緊急整備の対象

医療機関等物価高騰緊急対策事業（R8.1～6月分）

令和7年度補正予算額：5,581百万円

※令和8年度に繰越

□ 事業目的

- ✓ 物価高騰に直面する医療機関等の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。

□ 事業概要

- ・ 対象事業者：病院、診療所、助産所、歯科診療所、施術所、歯科技工所
- ・ 支援方法：対象事業者に対し、支援金を支給
- ・ 支援内容：光熱費・食材費の高騰分
 - ※ 具体的な単価は検討中
- ・ 対象期間：令和8年1月から令和8年6月（6か月分）

2 令和7年度厚生労働省補正予算事業 等への対応について

(1) 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

令和7年度補正予算額：9,061百万円
※令和8年度に繰越

□ 事業目的

- ✓ 国の補正予算で措置された「医療・介護等支援パッケージ」と連携して、物価高騰に直面する医療機関等（※1）に対し、賃上げ相当・運営に係る経費を補助 ※1:「病院」は国が直接支給

□ 事業概要

区分	対象施設	物価支援		賃上げ支援
		単価	単価	主な支給要件
国 医療・介護等支援 パッケージ	有床診療所	1.3万円/床 (※2)	7.2万円/床 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> • 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている。 • 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ること。（医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のための診療所等が該当） ①ベースアップ：令和7年12月から令和8年5月までの間実施 ②一時金・特別手当：直ちにベアが困難な場合、令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給
	無床診療所 歯科診療所	17万円/施設	15万円/施設	
	訪問看護ステーション	介護分から支払	22.8万円/施設	
都 単独事業	有床助産所	1.3万円/床 (※2)	7.2万円/床 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> • 支援に当たっては、国事業に準じた支給要件を検討中 ①ベースアップ：令和7年12月から令和8年5月までの間実施 ②一時金・特別手当：直ちにベアが困難な場合に支給
	無床助産所	17万円/施設	15万円/施設	
	施術所 歯科技工所	8.5万円/施設	7.5万円/施設	

※2:許可病床数が13床以下の場合、17万円/施設

※3:許可病床数が2床以下の場合、15万円/施設

事業内容に関するご質問は専用の問合せフォームから受け付けます。（右記QRコードから読み取りください。）



(2) 施設整備の促進に対する支援事業

令和7年度補正予算額：4,620百万円
※令和8年度に繰越

➤ 経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関を支援することにより、地域における医療提供体制を確保する。

- ・対象事業者：医療機関
- ・支援内容：国庫補助金等（医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費及び地域医療介護総合確保基金）の交付対象となる新築や増改築に対して、面積に応じた建築資材高騰分等を補助
単価：（（市場価格－補助事業単価）×国負担分相当）

(3) 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業

令和7年度補正予算額：3,000百万円
※令和8年度に繰越

➤ 業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援することで、医療分野の生産性の向上を図る。

- ・対象事業者：病院
- ・支援内容：業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して必要経費を支援
1病院あたり最大8,000万円（基準額1億円、補助率4/5）

(4) 病床数の適正化に対する支援事業

令和7年度補正予算額：29,107百万円

※令和8年度に繰越

- 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を支援する。

- ・対象事業者：病院、有床診療所
- ・支援内容：削減病床1床あたり4,104千円（休床の場合は1床あたり2,052千円）

(5) 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援事業

令和7年度補正予算額：691百万円

※令和8年度に繰越

- 出生数や患者数の減少が進行する中でも、地域でこどもを安心して産み育てることのできる小児周産期医療体制確保に向けた取組を支援する。

○ 分娩取扱施設支援事業

- ・対象事業者：分娩取扱数が減少している病院、診療所、助産所
- ・支援内容：1施設あたり5,800千円～17,400千円（補助率1/2）

○ 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設・産科施設）

- ・対象事業者：分娩を取り扱っていないまたは継続が困難な病院、診療所
- ・支援内容：（分娩取扱施設）1施設あたり最大11,246千円（補助率10/10）
（産科施設）施設整備 最大7,239千円、設備整備 最大4,630千円（補助率1/2）

○ 小児医療施設支援事業

- ・対象事業者：小児医療の拠点となる機能を持つ病院
- ・支援内容：小児科病床1床あたり210.4千円～1,052千円（補助率1/2）

3 その他

東京都への補助金等申請時はjGrantsをご利用ください

- ✓ デジタル庁所管の補助金・助成金・交付金の電子申請プラットフォーム
- ✓ 申請の受付、審査、通知、問合せのすべての業務の電子化が可能
- ✓ 無料で利用可能（システム構築費・利用費の負担なし）
- ✓ 2024年度は843補助金以上の利用実績
- ✓ 執行団体・地方局との共同利用も可能



事前の手続きが必要です。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>



事業者

GビズID
登録/ログイン

公募
申請

通知
受取

各種手続き

jGrants



事務局

補助金
セットアップ

補助金
公開・募集

審査

通知

各種手続き

ご質問について

- ✓ 3月中のご質問について、下記の事業はLoGoフォームをご利用ください。東京都のホームページにて回答を公開予定です。

受付締切: 令和8年3月24日 回答公開: 令和8年4月1日(予定)

- ✓ 4月以降のお問い合わせは、次頁の各担当連絡先宛てにお願いします。

①地域医療確保支援事業	URL: https://logoform.jp/f/RX5wE 
②医療機関診療情報デジタル推進事業	
③在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業	
④医療機関等物価高騰緊急対策事業	
⑤医療・介護等支援パッケージ(2)～(5)	

下記の事業については、専用の問い合わせフォームをご利用ください。

⑤医療・介護等支援パッケージ (1)医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業	URL: 【R8】医療賃上げフォーム問い合わせ 
--	--

各事業所管（4月以降の問い合わせ先）

地域医療確保緊急支援事業

地域医療確保緊急・臨時支援事業

医療政策課（地域医療対策調整担当） 電話：03-5320-4446

高齢者受入体制確保事業

医療政策課（地域医療対策調整担当） 電話：03-5320-4446

小児・産科・救急医療受入推進事業

救急災害医療課（小児救急医療担当） 電話：03-5320-4449
救急災害医療課（周産期医療担当） 電話：03-5320-4378
救急災害医療課（救急医療担当） 電話：03-5320-4427

急性期医療臨時支援事業

医療政策課（地域医療対策調整担当） 電話：03-5320-4446

医療機関診療情報デジタル推進事業

医療政策課（医療DX推進担当） 電話：03-5320-4448

医療機関等物価高騰緊急対策事業

医療政策課（地域医療連携担当） 電話：03-5320-4446

医療・介護等支援パッケージ

（1）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

医療政策課（地域医療連携担当） 電話：03-5320-4446

（2）施設整備の促進に対する支援事業

医療政策課（計画担当） 電話：03-5320-4425

（3）医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業

医療人材課（人材計画担当） 電話：03-5320-4441

（4）病床数の適正化に対する支援事業

医療政策課（地域医療対策担当） 電話：03-5320-4417

（5）出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援事業

救急災害医療課（周産期医療担当） 電話：03-5320-4378
救急災害医療課（小児救急医療担当） 電話：03-5320-4449